

覚 書

鹿児島県立奄美図書館（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）
は、鹿児島県立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等について、次のとおり覚書を交換する。

（提供雑誌）

第1条 甲は、乙から雑誌「_____」の提供を受けるものとする。

（広告掲載の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌の最新号にカバーを掛けて、乙の広告をカバーに掲載することができる。ただし、広告の内容等については、事前に甲に協議するものとする。

（提供の期間）

第3条 乙が甲に対して提供する期間は、原則として甲が広告掲出を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約の解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で更新したものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌購入代金の支払方法）

第4条 提供雑誌の代金は、納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

- 2 支払いは一括先払いとし、価格変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。
- 3 振込手数料は、乙の負担とする。
- 4 乙が提供する雑誌が休・廃刊した場合は、甲と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（広告掲載の責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 1 乙は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対して保障するものとする。
- 2 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この覚書を交換した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 奄美市名瀬古田町1番1号
所 属 名 鹿児島県立奄美図書館

職・氏名 館長 印

乙 住 所
会 社 名

職・氏名 印